平成２３年（フ）第９８号
山口県周南市周陽２丁目１番１―311号
債務者　益田　　宏
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０６号
山口県周南市沖見町２丁目９番地
債務者　梅田　秀明
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６３９号
千葉県船橋市行田１丁目９番２号　テラスローレル伊藤Ⅰ―５号
債務者　高井裕次郎
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６２号
千葉市稲毛区園生町1411番地３　サニークレスト稲毛507号
債務者　菅野　克夫
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２４号
千葉県浦安市当代島１丁目20番２―307号　ヴィラアデュサム
債務者　平川　敏弘
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９７号
千葉市中央区南生実町114番地80
債務者　山舘美恵子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２２号
千葉市花見川区幕張町５丁目174番地　グリーンヒルマンション102号
債務者　河野　大輔
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２５号
千葉県四街道市大日208番地16
債務者　志村　真咲
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３２号
千葉県富里市七栄579番地７　エアポートマンション506
債務者　下田　洸一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４０号
千葉県佐倉市小竹1313番地１
債務者　山崎三枝子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０１号
岡山県倉敷市玉島八島1947番地
債務者　首藤　朝美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
岡山県倉敷市二子128番地７　サンハイツ二子105号室
債務者　行元由美子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
埼玉県比企郡小川町大字大塚1240番地３
債務者　新井　一也
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７５号
相模原市南区上鶴間７丁目10番24号　ドミールアイ101
債務者　福島　史生
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３０６号
相模原市中央区南橋本３丁目３番27号　グランコート南橋本703
債務者　平賀　康弘
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３０７号
相模原市中央区南橋本３丁目３番27号　グランコート南橋本703
債務者　溝呂木くみ子（旧姓平賀）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１４号
相模原市中央区清新５丁目13番14号　アカデミア清新202、住民票上の住所相模原市中央区南橋本２丁目２番４号　ルネッサンスリッチ502
債務者　大武　裕人
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部